

| 番号 | 章 | 施策の方向 | 施策 | 内容 | 計画進捗状況 |
|----|------------|---------|-------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 6-5 (4) | 防災体制の強化 | 地域防災計画の充実 | 避難誘導體制、情報伝達・提供、避難所での生活などに関して、障害のある人など要配慮への配慮に努め、地域防災計画の充実を図る。 | 平成25年1月に改正した地域防災計画に災害時要配慮に対する記載を行っている。 【危機管理課】 |
| 2 | 6-5 (4) | 防災体制の強化 | 関係部局の連携の強化 | 「災害時要援護者対策推進委員会」にて、関係部局の連携を強化する。 | 災害時要援護者対策推進委員会の開催 H20 2回 H21 2回 H23 1回 H24 1回 【危機管理課】 |
| 3 | 6-5 (4) | 防災体制の強化 | 資機材などの確保 | 避難生活を送るために必要な資機材などについて、障害のある人に配慮した整備を図る。 | 小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に車イスで利用できる仮設トイレ(2基)及び車イス(1台)を備蓄した。 また福祉避難所に刻み食・流動食になる食料や紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した用品を備蓄した。 【危機管理課】 |
| 4 | 6-5 (4) | 防災体制の強化 | 福祉避難所の設置 | 通常の避難所での生活が困難と判断される障害のある人などの要援護者のため、福祉避難所を設置する。 | 避難生活に特別配慮が必要な要配慮者の生活の場として、平成24年度に市公共施設33施設を福祉避難所として指定しました。 【危機管理課】 |
| 5 | 6-5 (4) | 防災体制の強化 | 緊急一時入所の協定締結 | 災害時に介護を必要とする要配慮者が、緊急一時入所を行えるよう、福祉施設との協定締結に努める。 | 災害時における要配慮者の緊急一時入所の受け入れについて、市内の社会福祉施設等との協定締結に向け、平成24年度に各施設に調査したところ、受け入れスペース、マンパワー、備蓄品の保管場所などの課題が確認された。 【危機管理課】 |
| 6 | 6-5 (4) | 防災体制の強化 | ファクシミリネットワーク事業の推進 | 聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供事業を推進する。 | ファクシミリを利用した情報提供事業「Fネット」サービスを活用し、聴覚障害者に対し、情報提供を適宜行っている。 |
| 7 | 6-5 (4) | 防災体制の強化 | 緊急通報システムの推進 | 火災、急病、突発的な事故などに迅速に対応できるように、障害のある人に対して緊急通報装置を貸与する。 | 緊急通報装置貸与件数 H20 9件 H21 10件 H22 3件 H23 6件 H23 2件 |
| 8 | 6-5 (4) | 防災体制の強化 | 障害福祉施設における災害対応の充実 | 市の障害福祉施設の防災体制の強化を図るとともに、民間の障害福祉施設についても防災体制の充実・強化を呼びかけ、施設利用者の安全確保を図る。 | 市の総合防災訓練において、平成25年度に福祉避難所の開設訓練や、福祉施設と防災MCA無線による通信訓練を行った。 【危機管理】 各施設への実施指導の際に防災訓練の実施の有無や避難通路等防災体制についてのチェックを行い、必要な指導を行っている。 【障害福祉課】 |
| 9 | 6-5 (4) | 防災意識の高揚 | 防災意識の普及・啓発 | ①障害のある人に対して、防災に関する知識の普及とともに、防災意識の啓発を図る。 | 手帳交付時に避難場所一覧についての案内をするなど啓発を図っている。 【障害福祉課】 |
| | | | | ②市や町会・自治会などが行う防災訓練などへの、障害のある人の参加を呼びかける。 | 市の総合防災訓練において、平成25年度に福祉避難所の開設訓練や、福祉施設と防災MCA無線による通信訓練を行った。 【危機管理課】 |

| | | | | | |
|----|------------|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 6-5 (4) | 防災意識の高揚 | 地域防災体制の整備 | ①地域住民による自主防災組織と連携して、災害直後の救助・避難などの初期活動における、障害のある人など要配慮者への地域住民を中心とした支援体制の整備を図る。 | 平成24年3月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき町会・自治会、民生委員等に要配慮者対策に関する説明会を行った。また、平成25年3月に作成した「防災ハンドブック」を全戸配布し、そこには要配慮者の支援についても啓発を図っている。 【危機管理課】 |
| | | | | ②地域住民に対して、障害の特性など障害のある人への援助に関する知識の普及を図る。 | 平成24年3月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき町会・自治会、民生委員等に要配慮者対策に関する説明会を行った。また、平成25年3月に作成した「防災ハンドブック」を全戸配布し、そこには要配慮者の支援についても啓発を図っている。 【危機管理課】 |
| | | | | ③関係機関共有方式による「災害時要援護者台帳」の作成を目指し、関係機関等と要配慮者情報の共有化を図る。 | 平成22年度にシステムを構築。 平成23年度に災害時要援護者台帳81,500人を作成。 平成24年度10,200人分を追加。 【危機管理課・地域福祉課・消防局】 |